

工事成績評定要領

昭和54年4月1日施行
平成4年4月1日改正
平成9年4月1日改正
平成12年4月1日改正
平成13年4月1日改正
平成16年4月1日改正
平成17年4月1日改正
平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正
平成23年4月1日改正
平成25年4月1日改正
平成27年4月1日改正
平成29年4月1日改正
令和6年11月1日改訂

(目的)

第1条 この要領は、安城市の発注する工事に係る受注者の工事成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、受注者の工事成績を的確に把握することにより、受注者の適正な選択及び指導育成に役立てることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において、評定の対象となる工事は、工事等検査要領（昭和56年4月1日施行）第4条第1号アに規定するものとする。ただし、主管部長が工事の性質により評定の対象としないと特に定めたものは、この限りでない。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事ごとに工事成績評定書（別表第1。以下「評定書」という。）に基づき行うものとする。

(評定者)

第4条 評定者は、次のとおりとする。

- (1) 監督員
- (2) 工事担当係長
- (3) 検査員

(評定書の作成)

第5条 監督員及び工事担当係長は、工事成績評定の考查項目表（別表第2から別表第3まで。以下「考查項目表」という。）に基づき、それぞれ独立の立場で的確かつ公正に評定を行い、評定書の該当する考查項目欄に評定結果を記入する。

2 検査員は、前項の評定及び工事完了検査の終了後、考查項目表に基づき、監督員及び工事担当係長とは独立の立場で的確かつ公正に評定を行い、評定書の該当する考查項目欄に評定結果を記入し、及び評定点合計を求める。

(工事成績の通知)

第6条 契約担当者は、前条の規定により作成した評定書及び次の各号に掲げる評定点合計に応じて当該各号に定める記号（以下「評定記号」という。）を、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号）第53条に規定する検査結果通知書あわせて当該受注者に通知する。

- (1) 85点～100点 A (優秀)
- (2) 75点～84点 B (良好)
- (3) 60点～74点 C (普通)
- (4) 50点～59点 D (やや不良)
- (5) 49点以下 E (不良)

2 契約担当者は、前項の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、遅滞なくその結果を当該受注者に通知するものとする。

(工事成績一覧表)

第7条 契約検査課長は、評定書を取りまとめ、工種別及び業者別に工事成績一覧表を作成する。

2 契約検査課長は、会計年度ごとに、その期間内に作成した一覧表を入札審査委員会に報告する。

3 安城市内に本店又は支店を持つ受注者に対しては、当該受注者が行った工事に係る工種別の評定点合計の平均点並びに評定記号別の評定件数及び評定点合計の平均点を通知する。

(成績結果に関する報告)

第8条 契約検査課長は、評定記号がA、D又はEに該当する工事については、その工種、受注者等を月ごとにまとめ、入札審査委員会に報告する。

附 則

この要領は、昭和54年4月1日以降に契約する委託業務から適用する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。